

村田会藤沢本町デイサービスセンター
介護予防・日常生活支援総合事業 指定第1号通所事業
運営規程

(事業の目的)

第1条 下記事業者が設置する下記事業所において行う介護予防通所介護に相当する第一号通所事業（以下「事業」という。）は、その利用者ができる限り要介護状態とならないで、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことによって利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を図ることを目的とする。

(1) 事業者： 医療法人社団村田会

(2) 事業所： 村田会藤沢本町デイサービスセンター

(運営の方針)

第2条 利用者の介護予防に資するよう、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、目標及び当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護計画に相当する個別の計画（以下「個別計画」という。）を作成し、計画的にサービス提供を行うものとする。

2 提供したサービスについては、個別計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について定期的に評価を行い、また、主治医又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にサービス改善を図るものとする。

3 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

4 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるものとする。

6 サービス提供に当たっては、利用者の意欲を高め、利用者が主体的に事業に参加するようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をした上で適切な働きかけを行うよう努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 介護予防通所介護相当サービス（介護保険法（以下「法」という。）第115条の4第1項第1号ロに規定する第一号通所事業のうち旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスをいう。以下同じ。）の提供に当たっては、事業所の従業者によるのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称： 村田会藤沢本町デイサービスセンター

(2) 所在地： 神奈川県藤沢市藤沢 3-1-5 第2デンドービル1階A

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている第一号通所事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 第一号通所事業従業者

生活相談員：サービス提供時間に応じて1名以上

介護職員：サービス提供時間に応じて1名以上

機能訓練指導員：サービス提供時間に応じて1名以上

生活相談員は、利用者及び家族からの相談に対する援助、利用申込みに係る調整、他の従事者に対する助言及び技術指導、第一号介護予防支援事業者等との連携・調整を行い、また他の従事者と協力して個別計画の作成等を行う。

介護職員は、個別計画に基づき、必要な日常生活上の支援及び介護、機能訓練を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練、訓練指導及び助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
- (2) 年間の休日 日曜と年末年始(12月30日～1月3日)
- (3) 営業時間 8:30～17:30
- (4) サービス提供時間 9:30～16:35

(指定第一号通所事業の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、10名とする。

(介護予防通所介護相当サービスの内容)

第8条 介護予防通所介護相当サービスの内容は、次に掲げるもの及びその他必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 生活指導(相談・援助等)、健康状態の確認、日常生活上の支援及び送迎
- (2) 機能訓練及びレクリエーション(創作活動等)
- (3) 生活指導(相談・援助等)、食事の提供、入浴介助

(利用料等)

第9条 介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、当該介護予防通所介護相当サービスに係る第一号事業費用基準額(法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準に基づき指定を受ける市町村が算定した費用の額をいう。以下同じ。)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料から第一号事業支給費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、当該介護予防通所介護相当サービスに係る第一号事業費用基準額とし、当該基準額上の額の支払いを受けるものとする。
- 3 通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合の交通費は以下のとおりとする。
通常の実施地域以外において、サービスを提供していません。
- 4 食事の提供に要する費用については、1,030円を徴収する。(おやつ代込み)
- 5 おむつ代については、実費分。
- 6 その他、介護予防通所介護相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

- 7 前6項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 8 サービス提供開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 9 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 10 法定代理受領サービスに該当しない介護予防通所介護相当サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した介護予防通所介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、以下の区域とする。
藤沢市

（衛生管理等）

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、以下に掲げる体制を整備する。
 - （1）当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （2）当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - （3）当事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
 - （4）「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 必要に応じ、保健所の助言・指導を求めるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第12条 利用者はサービスの利用に当たって、必要に応じて医師の診断やサービス利用時の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所に伝え、また、特に感染症の疑いが少しでもあるような場合は必ず事前に事業所へ連絡するなど、事業所が適切なサービス提供を行えるよう留意するものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

- 第13条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
 - 3 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（緊急時等における対応方法）

第14条 サービス提供中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る第一号介護予防支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第15条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

避難、救出その他必要な訓練を行う回数： 年2回

（業務継続計画の策定等）

第16条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（苦情処理）

第17条 介護予防通所介護相当サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した介護予防通所介護相当サービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した介護予防通所介護相当サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第18条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（身体の拘束に関する事項）

第19条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（虐待の防止に関する事項）

第20条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（地域との連携等）

第21条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。そのため、運営推進会議を6カ月に1回開催する。

（その他運営に関する留意事項）

第22条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修： 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修： 年2回
- 2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
 - 3 事業者は、従業者が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。
 - 4 当事業所は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 5 事業所は、地域密着型通所介護に関する記録を整備し、そのサービスの提供が終了した日から最低5年間は保存するものとする。
 - 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成30年1月1日から施行する。

令和2年5月1日改訂

令和3年8月1日改訂

令和6年4月1日改訂

令和6年6月1日改訂（料金表）

令和6年7月1日改訂（料金表）